

奈良県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年十月二十四日山陵・中山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和四年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾